

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

感染警戒期

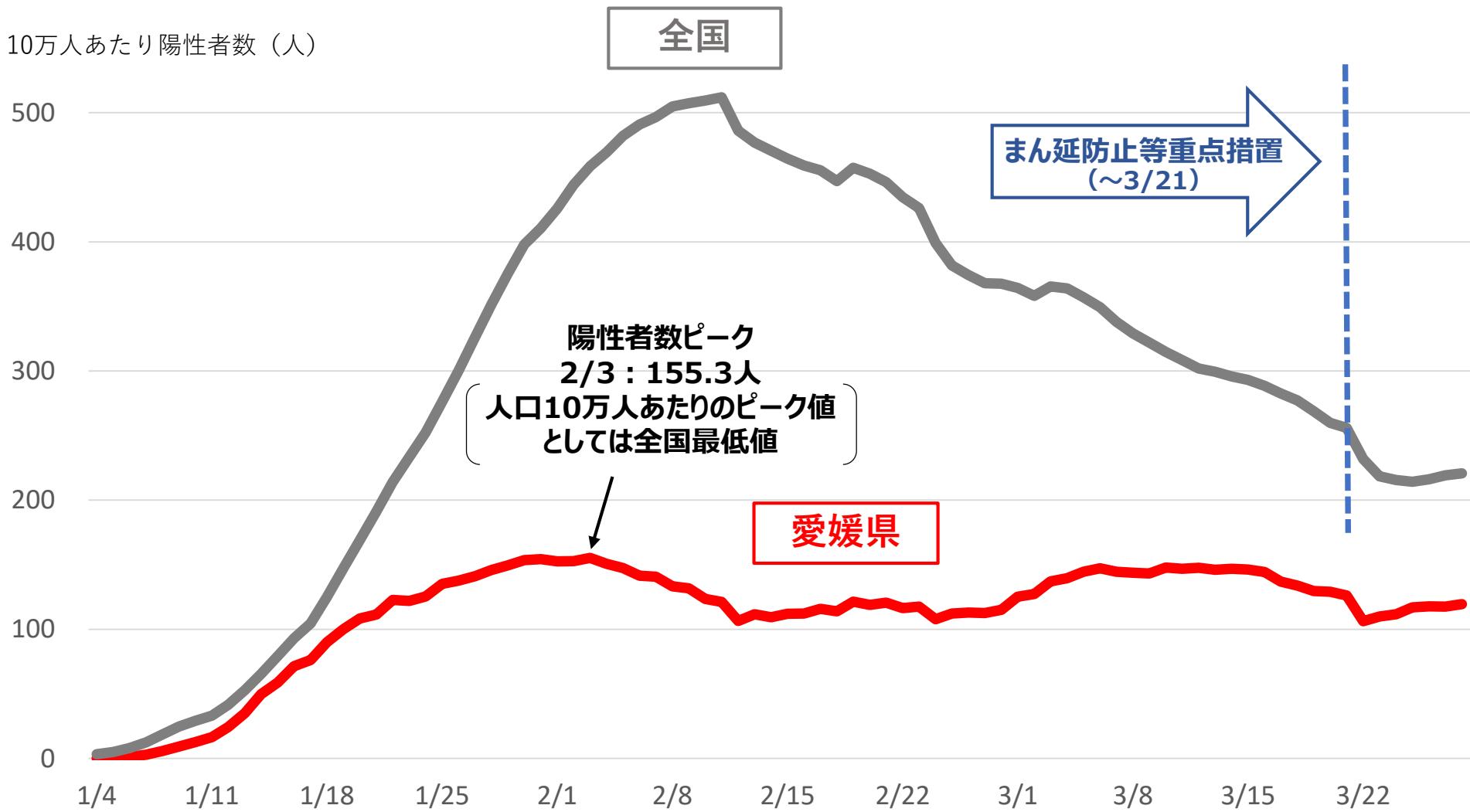
4月1日（金）～

- ▶ 県内の感染状況は、増加は一定程度に抑えられ、全国でも低い水準
特に、高齢者の陽性確認数は大きく減少
- ▶ 病床使用率は改善し、高齢者の入院患者数も減少
- ▶ 高齢者の3回目のワクチン接種率も8割を超える

感染対策と社会経済活動を両立

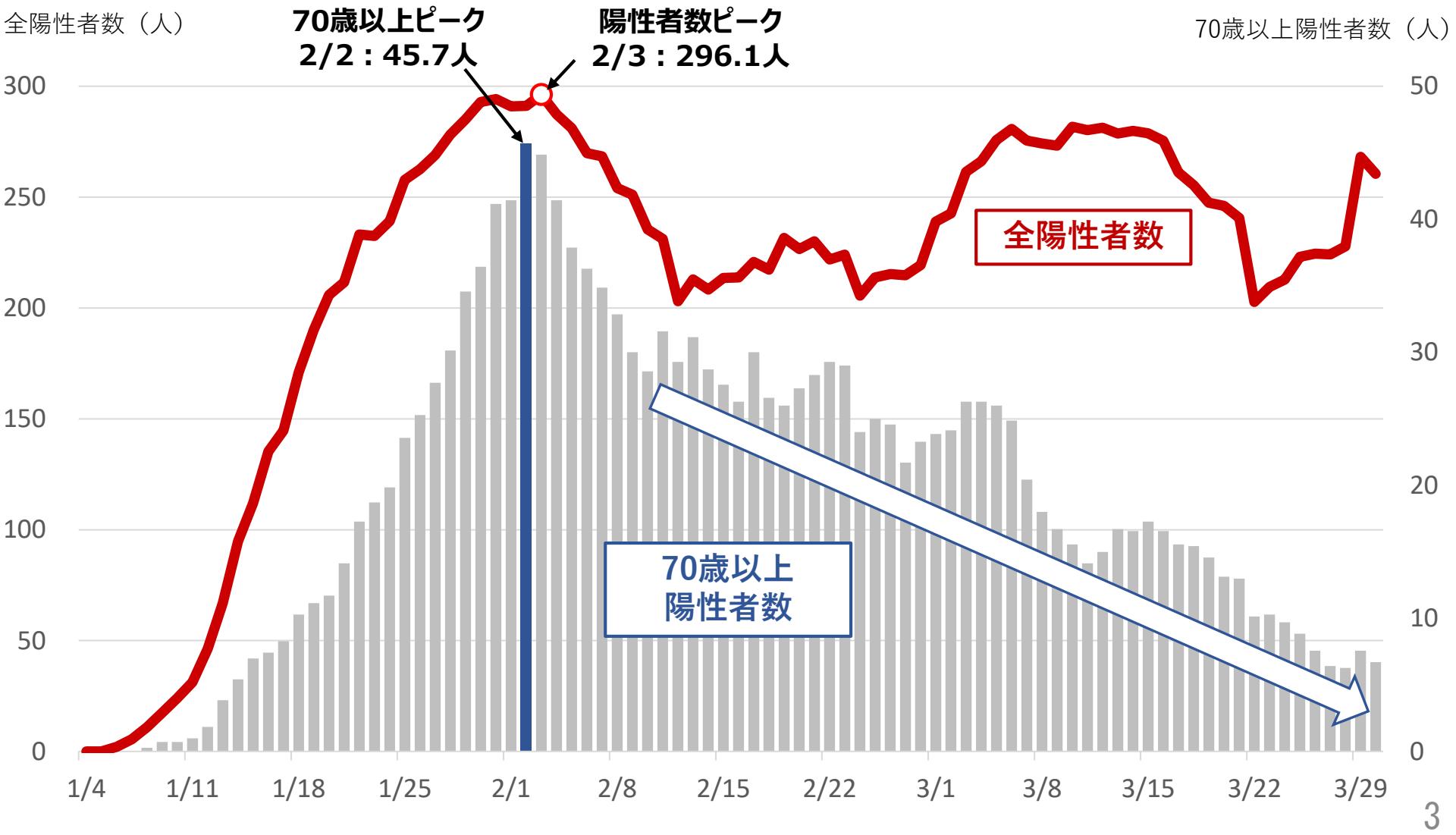
第6波の人口10万人あたり陽性者数の推移（1週間累計）

▶当初は、全国と同様、本県の陽性者数は急増したが、増加は一定程度に抑えられ、全国と比べて低い水準で推移（ピーク値としては全国最低）



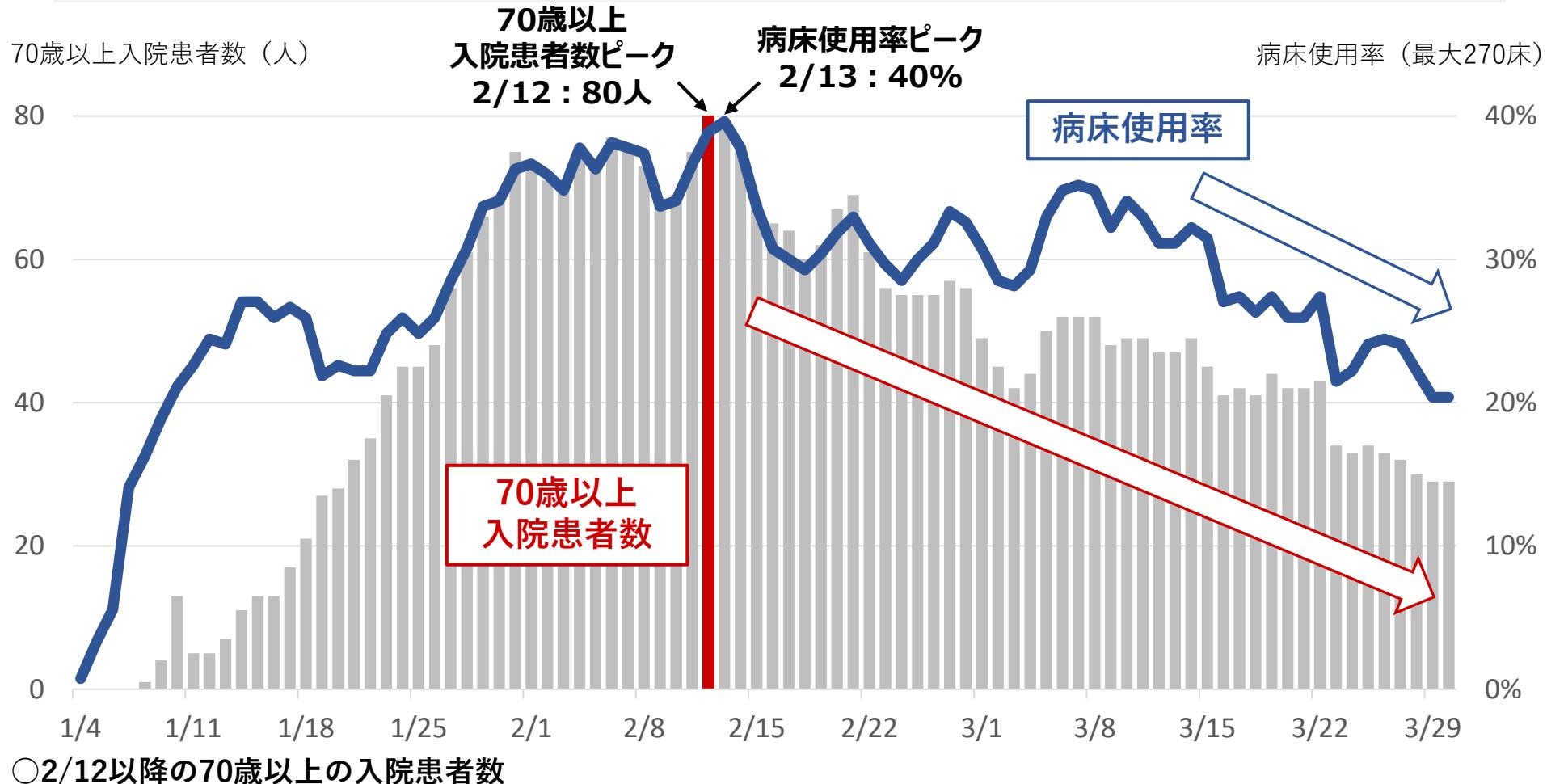
第6波の陽性者数の推移（1週間平均）

- ▶ 県内の陽性者数は2月3日のピーク以降、増減を繰り返している状況
- ▶ 一方、70歳以上の陽性者は2月2日のピーク後は大きく減少



第6波の病床使用率及び入院患者数（70歳以上）の推移

- ▶全体の病床使用率は、3月以降、減少傾向
 - ▶70歳以上の入院患者数は、2月中旬以降、大きく減少



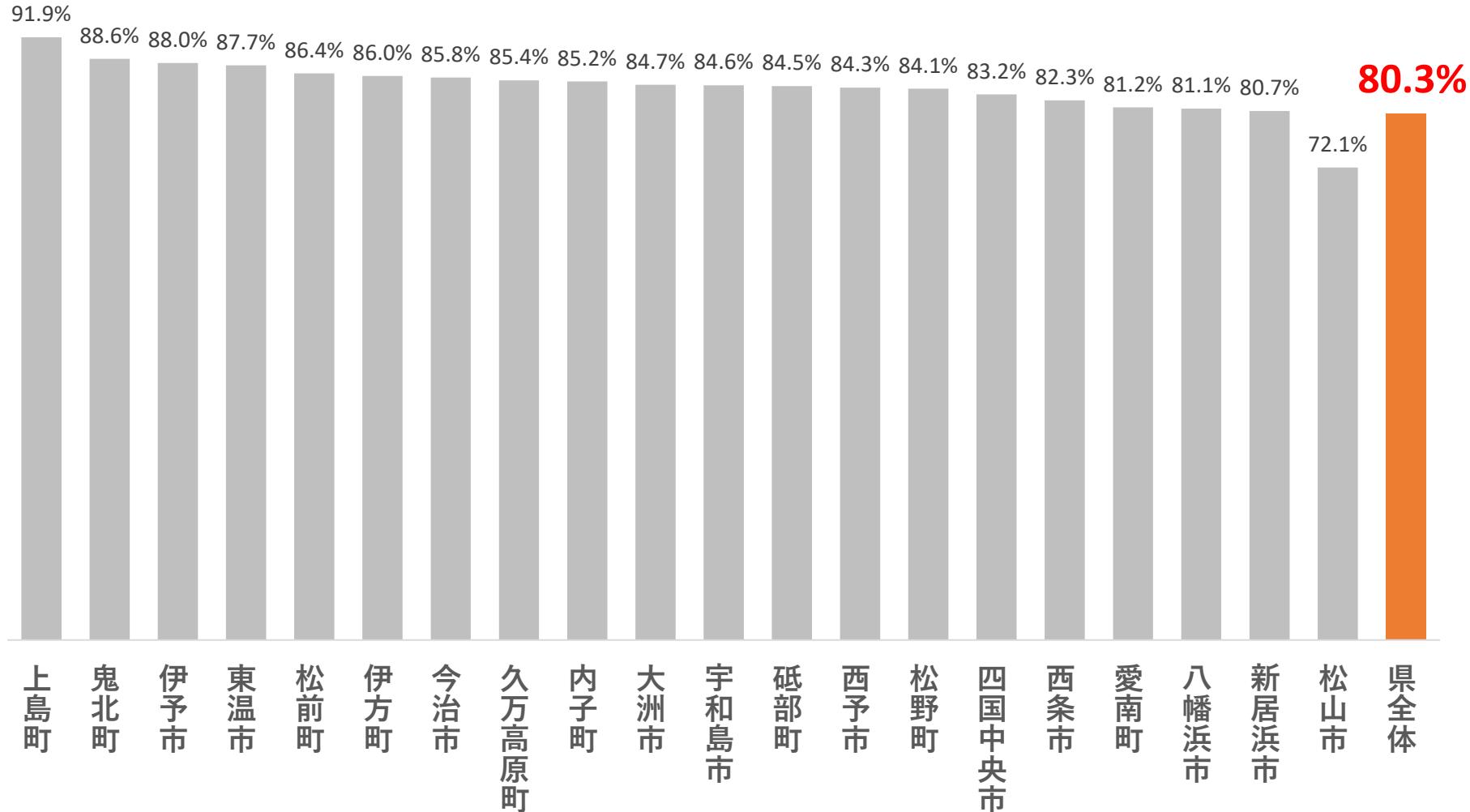
○2/12以降の70歳以上の入院患者数

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 2月 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 3月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 人数 | 80 | 79 | 76 | 68 | 65 | 64 | 60 | 62 | 67 | 69 | 61 | 56 | 55 | 55 | 55 | 57 | 56 | 人数 | 49 | 45 | 42 | 44 | 50 | 52 | 52 | 52 | 48 | 49 | 49 | 47 | 47 | 49 | 45 | 41 | 42 | 41 | 44 | 42 | 42 | 43 | 34 | 33 | 34 | 33 | 32 | 30 | 29 | 26 |

65歳以上の市町別 3回目接種状況 (3/28時点)

➤松山市を除く19市町は全て8割を超える。

松山市もようやく7割を超え、県全体でも8割を超える



※県内各市町の65歳以上人口 (R3.1.1時点) に占める3回目接種済者数の割合

「感染警戒期」の主な協力依頼内容等①

①県民への協力依頼

- 県外往来 (変更)
 - 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
 - ・訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
 - ・感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
 - ・感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意
- 県内行動 (変更)
 - 換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

「感染警戒期」の主な協力依頼内容等②

①県民への協力依頼

➤ 会食注意(変更)

○ 大人数・長時間を避けて、認証店を推奨

【会食の際の具体的な注意事項】

- ・座席の間隔の確保
- ・大声を出さない、羽目を外さない
- ・食器は個別、使い回ししない 等

○ 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、 体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない (事前に主催者等が必ず確認を)

○ 無料検査も積極的に活用を

「感染警戒期」の主な協力依頼内容等③

②事業者への要請・協力依頼

- 業種別ガイドラインの遵守 (継続) (特措法第24条第9項)
- 職場内での徹底した感染防止対策の実行 (継続)
- 感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施 (継続)
- 飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行 (継続)
- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて (継続)

◇保健所の調査方針切り替えに伴い、
事業所内に陽性者が出了た場合は、
濃厚接触者の特定等の対応をお願いします。

「感染警戒期」の主な協力依頼内容等④

③高齢者施設の面会

- 施設の種類や入所者の療養状況等を踏まえ、
ワクチン3回目接種や、陰性証明を確認するなどにより、
施設長の判断のもとで面会を実施（変更）

④学校活動（県立学校）

※新学期から変更（予定）

- 身体接触を伴う活動等は、注意して実施（変更）
- 修学旅行などの校外交流は、県内は、注意して実施
県外は、必要性や訪問先等を勘案の上、注意して実施
（変更）
- 部活動の練習試合や合同練習は、県内は、注意して実施
当面、県外は行わない（変更）

「感染警戒期」の主な協力依頼内容等⑤

⑤社会経済面の対応

- 県内宿泊旅行代金割引(新みきやん割)の新規販売再開(4/11~)
(変更)
 - 対象者:中四国各県在住者及び大分県在住者(岡山、鳥取、島根の追加)
※協議が整った県から順次追加
 - 対象期間:4月11日(月)~4月28日(木)宿泊分(予約受付:4月8日~)
 - 取扱い:県内旅行会社等、オンライン旅行会社
 - 条件:ワクチン検査パッケージの適用(3回目接種又は陰性証明)
- 県管理施設の利用時の制限緩和(変更)
※感染防止対策は引き続き徹底
- 大規模イベントの開催等
 - ・サイクリングしまなみ2022の募集開始(4/18~)
 - ・えひめ南予きずな博の開催(4/24~) 等

「感染警戒期」の協力依頼内容等①

| 項目 | 3月11日～3月31日 | 4月1日～ |
|------|---|---|
| 対策期間 | <u>3/11（金）～3/31（木）</u> | <u>4/1（金）～</u> |
| 期間名称 | <u>「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」</u> | <u>「感染警戒期」</u> |
| 県外往来 | <p>(法要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外との不要不急の出張・往来自粛</u> | <p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意</u> |
| 県内行動 | <p>(法要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛</u> <p>(法要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて）</u> <p>※松山市（3/11～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>認証店以外は、4人以下で、概ね2時間以内</u> <input type="checkbox"/> <u>認証店は、大人数、長時間を避けて</u> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 | <p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて</u> <p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>会食の注意（大人数、長時間を避けて、認証店を利用）</u> ・<u>1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を）</u> ・<u>無料検査も積極的に活用を</u> ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 |

「感染警戒期」の協力依頼内容等②

| 項目 | 3月11日～3月31日 | 4月1日～ |
|-----------|---|---|
| 検査 | (法要請) 《県下全域》 ・検査の受検 感染に不安を感じる無症状の方 | 継続 |
| 事業活動 | (法要請) ・業種別ガイドラインの遵守 (協力依頼) ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策 | 継続 |
| 飲食店 | (協力依頼) 《県下全域》 ・ <u>不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛</u> 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等 | (協力依頼) 《県下全域》 ・ <u>不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて</u> 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等 |
| 福祉施設の面会制限 | ・ <u>施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施</u> ・ <u>特に高齢者施設においては、陰性証明を確認するなど感染対策を徹底</u> | ・ <u>施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施</u> ・ <u>特に高齢者施設においては、ワクチン3回目接種や、陰性証明を確認するなど感染対策を徹底</u> |

「感染警戒期」の協力依頼内容等③

| 項目 | 3月11日～3月31日 | 4月1日～ |
|-----------|--|--|
| イベント等開催制限 | <p>(法要請) 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50% <p>※感染防止策チェックリストを作成・公表</p> | 継続 |
| 学校活動の制限等 | <p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>身体接触を伴う活動等は極力控える</u> <input type="checkbox"/>児童・生徒が多く集合する形態での行事は、当面見合わせる ・<u>校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選</u> ※感染拡大地域との往来は特に注意 <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>練習試合や合同練習は、県内・県外ともに行わない</u> ・<u>公式大会は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加</u> | <p><u>※新学期から変更（予定）</u></p> <p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>身体接触を伴う活動等は、注意して実施</u> <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>部活動の練習試合や合同練習は、県内は、注意して実施</u> <u>県外は、必要性や訪問先等を勘案の上、注意して実施</u> |
| 学生の注意喚起 | <p>《大学・専門学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の感染リスクに注意 | 継続 |

「感染警戒期」の協力依頼内容等④

| 項目 | 3月11日～3月31日 | 4月1日～ |
|-------------|---|--|
| 県主催 イベント | <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 <p>※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断</p> | 継続 |
| 県管理 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 <p>※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断</p> | 継続 <u>(※施設利用時の制限を一部緩和)</u> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内宿泊旅行代金割引の新規販売停止</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内宿泊旅行代金割引の新規販売再開</u> ・<u>大規模イベントの開催等</u> |
| 保健所の 対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>疫学調査の重点化</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オミクロン株の特徴等を踏まえた調査方法等の変更</u> |

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○県外往来【変更】

➤ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

- ・訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- ・感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

○県内行動【変更】

➤ 換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】

① 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨

【会食の際の具体的な注意事項】

- ・座席の間隔の確保
- ・大声を出さない、羽目を外さない
- ・食器は個別、使い回ししない 等

② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、 体調のすぐれない方（※）は、絶対に出席しない・させない (事前に主催者等が必ず確認を)

※発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢）など
風邪症状のある方 等

③ 無料検査も積極的に活用を

④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない
【継続】

- 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握【継続】

【過去の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底【マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効】

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ③マスクなしでの会話
- ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

○特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

- 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を
【過去の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検【継続】

(特措法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの遵守【継続】

(特措法第24条第9項)

○感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施【継続】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

《早期の受診のお願い》

- 感染の広がりを阻止するためにも、症状が出たら早期に人との接触を控え、医療機関を受診
- 発熱のほか、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状(下痢等)など、風邪のような軽い症状であっても自己判断せず、医療機関の受診を促す

【医療現場から示された懸念】

- ・鼻水やのどの痛みなどの症状の場合に、風邪ではないかと自己判断して事前に医療機関に連絡せずに直接来院するケース
- ・医療機関で検査を受ける前に会社への報告・了解が必要なため、発症から検査まで時間を要するケース

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行

(業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく感じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて

※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

【継続】

感染拡大を防ぐための協力依頼内容等(詳細)

【福祉施設】

- 施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
- 特に高齢者施設においては、ワクチン3回目接種や、陰性証明を確認するなど感染対策を徹底【**変更**】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】 (特措法第24条第9項)

○業種別ガイドラインの遵守【継続】

○イベント等の開催制限【継続】

| 次の人数上限及び収容率を満たすこと | | ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超) |
|-------------------|---|--|
| 人数 上限 | 5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方 | 収容定員まで |
| 収容率 | 大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内 ※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント | 大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認) |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none">○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する | <ul style="list-style-type: none">○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する |

□ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。23

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

○教育活動全般【変更】※新学期から変更（予定）

- ・身体接触を伴う活動等は、注意して実施
- ・修学旅行などの校外交流は、県内は、注意して実施
県外は、必要性や訪問先等を勘案の上、注意して実施

○部活動【変更】※新学期から変更（予定）

- ・部活動の練習試合や合同練習は、県内は、注意して実施
当面、県外は行わない

○学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【継続】

- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設【継続】

- 県管理施設は感染防止対策（入場制限等）を徹底して開館
【感染防止対策】
 - ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
 - ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
 - ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖
- ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○貸館利用【継続】

- 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」
 - ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
 - ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底
- ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○県主催の集客イベント関係【継続】

- 感染防止対策をより一層徹底のうえ開催
- ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断

保健所の対応(詳細)

○ オミクロン株の特徴を踏まえた対応の見直し

感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短い

→ オミクロン株が感染の主流である間の対応について、地域の実情に応じて検討

| 項目 | 国の方針 | 本県の対応方針 |
|--------------------|---|---|
| 事業所等で陽性者が発生した場合の対応 | 事業所等における濃厚接触者の <u>特定は行わず</u> 、 <u>一律の行動制限は求めない</u> 。 | 事業所において陽性者との接触状況を確認のうえ、濃厚接触者を <u>特定</u> し、自宅待機等の <u>行動制限を求める</u> 。 |
| 濃厚接触者の待定期間の短縮 | 最終接触日から7日間（8日目解除）とするが、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可能とする。 | <p>国の方針のとおり対応 最終接触日から7日間待機（8日目に解除） ※4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可 (国が承認した抗原定性検査キット（体外診断用医薬品）を使用すること。)</p> <p>ただし、7日間が経過するまでは検温等自身の健康状態の確認を行うとともに、重症化リスクの高い方との接触、リスクの高い場所の利用や会食等は避けること</p> |

保健所の対応(詳細)

これまで地域の感染状況に応じて保健所単位で濃厚接触者への対応の重点化を図ってきたが、オミクロン株の特徴を踏まえて全県的に対応を統一

○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

| 陽性者が、「医療機関や高齢者施設等の職員・利用者」の場合 | 陽性者が、「学校や幼稚園・保育所等の園児・児童・生徒・教職員等」の場合 | 陽性者が、「事業所の従業員等」の場合 | 陽性者の「 <u>生活上の接触者</u> （友人、知人等）」 |
|------------------------------|--|---------------------------|--------------------------------|
| これまで同様、保健所が調査・特定 | <u>学校等が濃厚接觸者を調査・特定</u> (学校等の求めに応じて保健所と協議) | <u>勤務先事業所が濃厚接觸者を調査・特定</u> | <u>陽性者本人から接觸者に連絡</u> |

事業所や学校・児童施設等において濃厚接觸者を判断する際の基準となるマニュアルを作成、県ホームページに掲載するとともに、県において事業者向けのコールセンターを開設（089-909-5672）

保健所の対応(詳細)

○ 濃厚接触者の検査及び健康観察

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 重症化リスク等を考慮し、保健所が必要と判断した場合

※濃厚接触者は、自分で健康観察（セルフチェック）を行い、
症状が現れたらかかりつけ医に連絡のうえ、受診

※受診先が分からない場合は、

受診・相談センターに電話《TEL 089-909-3483》